

区のお知らせ

足立区役所
厚生部国民年金課
☎(882)1111

足立区の

55年1月31日現在

人口	618,953人
拠出年金被保険者数	150,321人
拠出年金受給権者数	19,351人
福祉年金受給権者数	14,737人

国民年金特例納付特集 〒120 東京都足立区千住一丁目50



あのとき納めていたら—という悔いを残さないために 年金権がよみがえる これが最後のチャンス 国民年金特例納付

特例納付とは

国民年金の保険料は、納期限をすぎて2年たちますと、おさめられなくなります。(時効) このため過去に納め忘れの期間がある方は、これから60歳になるまでの全期間の保険料を納めても(免除されても)将来年金が受けられない場合があります。

そこで、過去に強制加入期間のある方に限って、時効で納められなくなった納め忘れの保険料を納付して、年金権を復活させるのが特例納付制度です。

- 納める金額 1ヵ月につき 4,000円
- 納める期限 昭和55年6月30日まで

特例納付できる方

◎未加入の方で次のような方は必ず加入することになっています(強制加入者)

1. 明治44年4月2日以降に生れた方で20歳以上の方
2. 国内に住所がある日本人
3. 自営業、自由業等の方で厚生年金等に加入できない方とその配偶者
4. 厚生年金等に加入して年金を受ける資格を得ないで退職された方とその配偶者

このような方は、いま、すぐ加入して特例納付をしてください。

◎加入(強制加入)している方でも、保険料を納め忘れた期間がある方

年金相談
毎月第一水曜日
時間 午前10時～午後3時30分
場所 区役所一階 第一会議室

特例納付の期限 昭和55年6月30日まで

あなたは年金を受けられますか？

70歳になったとき受けられる老齢福祉年金は明治44年4月1日以前に生れた方だけです。

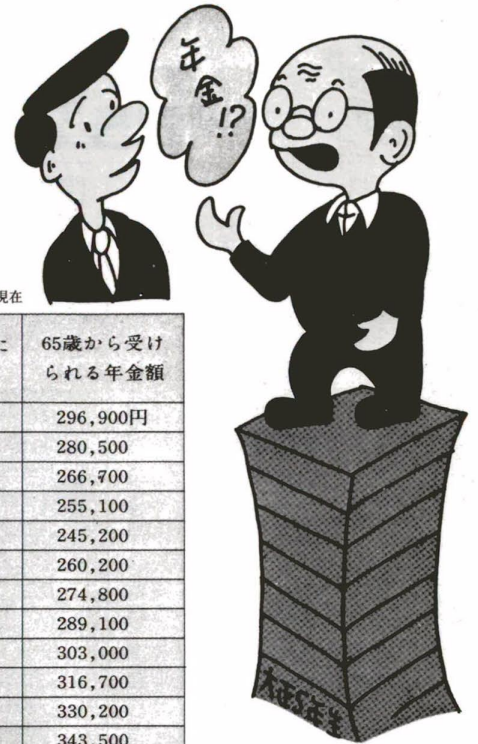
特例納付の期限はあと3ヶ月！

下の表の期間の保険料を納めれば年金が受けられます。
生年月日によって納める期間が異なります。

加入期間早見表

昭和54年7月1日現在

あなたの生年月日	昭和36年4月から60歳になるまでに納められる全期間	65歳から受けられる年金額	老齢年金をうけるために必要な最低期間	65歳から受けられる年金額
明治45年4月1日までに生まれた人	10年	296,900円	10年	296,900円
明45. 4. 2～大2. 4. 1	11	308,500	10	280,500
大2. 4. 2～大3. 4. 1	12	320,100	10	266,700
大3. 4. 2～大4. 4. 1	13	331,700	10	255,100
大4. 4. 2～大5. 4. 1	14	343,300	10	245,200
大5. 4. 2～大6. 4. 1	15	354,900	11	260,200
大6. 4. 2～大7. 4. 1	16	366,400	12	274,800
大7. 4. 2～大8. 4. 1	17	378,000	13	289,100
大8. 4. 2～大9. 4. 1	18	389,600	14	303,000
大9. 4. 2～大10. 4. 1	19	401,200	15	316,700
大10. 4. 2～大11. 4. 1	20	412,800	16	330,200
大11. 4. 2～大12. 4. 1	21	424,400	17	343,500
大12. 4. 2～大13. 4. 1	22	436,000	18	356,700
大13. 4. 2～大14. 4. 1	23	447,600	19	369,700
大14. 4. 2～大15. 4. 1	24	459,100	20	382,600
大15. 4. 2～昭2. 4. 1	25	470,700	21	395,400
昭2. 4. 2～昭3. 4. 1	26	489,600	22	414,200
昭3. 4. 2～昭4. 4. 1	27	508,400	23	433,100
昭4. 4. 2～昭5. 4. 1	28	527,200	24	451,900
昭5. 4. 2以降に生まれた人	29 ↓ 40	546,000 ↓ 753,200	25	470,700



例 大正5年4月2日に生れた方
加入全期間
180月×4,000円=720,000円
年金額 354,900円
加入最低期間
132月×4,000円=528,000円
年金額 260,200円

●この表の年金額は4月2日～5月1日生まれの方が基準になっています。

融資制度のごあんない

特例納付に必要な資金がなくてお困りの方
融資制度が始まりました。ご利用ください。

昭和54年9月1日から足立区内の金融機関の協力を得て、次のような特例納付保険料融資あっせん制度を設けました。

- 取扱金融機関……銀行、信用金庫、信用組合等〔信託銀行、農協、郵便局を除く〕
- 融資金額及び利率
10万円以上収入の30%以内（但し、年収150万円以上ある方）で万円単位、利率7.9%以内、5年以内に返済
- 融資申込期限……昭和55年6月14日まで

詳しいことについては、国民年金課へお問い合わせください。
※融資を希望される方は必ず国民年金課へおいでになり、年金の資格審査を受けてから、融資取扱店へお申し込みください。



この他に、収入の少ない方には、世帯更正資金の貸付があります。
詳しいことは、足立区社会福祉協議会（888）1550 へお問い合わせください。

国民年金についてのお問い合わせは～お気軽に

足立区役所厚生部国民年金課(2階)(882)1111

加入手続 適用係 16番窓口 保険料納付相談 検認係 13番窓口 保険料の免除申請・口座振替 記録係 年金請求の手続き 給付係 14番窓口
内線 386～388 内線 396～399 15番窓口 内線 389・394～395 内線 390・392～393